



広島市こども図書館要覧

令和3年度（2021年度）



広島市こども図書館

- 1 館 名 広島市こども図書館
- 2 所 在 地 〒730 - 0011 広島市中区基町5番83号
- 3 電 話 番 号 TEL(082) 221-6755 FAX (082) 222-7020
- 4 休 館 日 月曜日（8月6日に当たるとき、祝日法の休日に当たるときは開館）
祝日法の休日の翌日（ただし、土・日・月曜日・休日に当たるときは、その直後の平日）、図書整理日（奇数月の末日。ただし、土・日・月曜日のときは直前の金曜日）、年末年始（12月29日～1月4日（ただし、1月4日が月曜日に当たるときは、1月5日まで））、特別整理期間（1年を通じ7日以内）
- 開 館 時 間 午前9時から午後5時まで
- 5 館 の 沿 革
- 昭和24年(1949年) 5月 アメリカ合衆国からハワード・ベル博士を通じ、絵本等1,500冊受贈
7月 広島市立児童図書館条例公布
7月 広島市立児童図書館を広島市立浅野図書館（小町）に併設開館
- 昭和25年(1950年) 1月 米国ロサンゼルス市南加広島県人会より児童図書館建設費の寄贈申出を受ける
4月 本格的閲覧業務を開始
5月 米国ロサンゼルス市南加広島県人会から児童図書館建設費（400万円）を受贈
- 昭和27年(1952年) 11月 基町に新館（独立館）竣工（設計者：丹下健三東京大学助教授）
12月 新館にて（仮）閲覧業務開始
- 昭和28年(1953年) 2月 子供読書クラブ発足
4月 広島市児童図書館条例公布（昭和24年7月公布広島市立児童図書館条例の全面改正）
7月 広島青年会議所から館内設備（102万円）を受贈
12月 新館完工落成式挙行
- 昭和29年(1954年) 4月 ニューアーク方式による個人貸出実施（1人1冊4日間）
10月 巡回文庫配本開始
- 昭和30年(1955年) 11月 少年少女読書感想文コンクール（第1回）実施
- 昭和32年(1957年) 11月 少年少女読書感想画コンクール（第1回）実施
- 昭和39年(1964年) 11月 自動車文庫「ともはと」巡回開始（浅野図書館と共同運行）
11月 童話大会（第1回）開催
- 昭和40年(1965年) 8月 緑陰図書館開始
- 昭和41年(1966年) 4月 『子どもの心を育てる良書目録』を発行（以後、隔年発行）
- 昭和42年(1967年) 4月 貸出方式を変更（ブックカードを廃止し、期限票使用）
- 昭和43年(1968年) 6月 巡回文庫車「こぼと」活動開始
- 昭和44年(1969年) 5月 江波沖町配本所開設（地域集会所への配本活動開始）
- 昭和45年(1970年) 8月 観音配本所開設（地区公民館への配本活動開始）
- 昭和51年(1976年) 10月 配本所18カ所（地区公民館分）を中央図書館へ移管
- 昭和52年(1977年) 4月 「ともはと」活動の児童図書館分を中央図書館へ移管

- 昭和53年(1978年) 7月 改築のため吉島小学校北校舎へ仮移転
個人貸出を1人3冊、2週間に変更
- 9月 旧中央公民館跡(基町)へ再移転
- 昭和55年(1980年) 2月 児童図書館改築竣工
- 4月 巡回文庫車を中央図書館へ統合
- 5月 館名を「広島市こども図書館」に改名して開館
(広島市こども文化科学館と併設)
おはなし会(第1回)を開催
- 8月 館報「こども図書館」創刊号発行
- 11月 児童文化講座(第1回)開催
- 昭和56年(1981年) 4月 貸出方式は冊数チェック式に、個人貸出冊数を1人4冊、団体貸出冊数は40冊に変更
- 昭和57年(1982年) 1月 中学生読書会(第1回)開催
- 昭和58年(1983年) 10月 『良書目録総集版』発行
- 昭和59年(1984年) 7月 たのしい読書と感想文教室(第1回)開催
- 昭和60年(1985年) 4月 個人貸出冊数を1人5冊に変更
- 10月 『子どもたちへ原爆を語りつぐ本』発行
- 昭和61年(1986年) 4月 身体障害者へ図書の郵送貸出サービス開始
- 10月 ほん大好きまつり(第1回)開催
- 昭和62年(1987年) 5月 はるのおはなしまつり(第1回)開催
うさこクラブ(第1回)開催
- 7月 ブック・トーク(第1回)開催
- 10月 視覚障害者へ対面朗読サービス開始
- 昭和63年(1988年) 3月 『児童文化関係所蔵図書目録I』発行
- 平成元年(1989年) 1月 一日図書館員(第1回)開催
- 4月 コンピュータ・オンライン・システム稼働
団体貸出冊数を50冊に変更
- 5月 コピーサービス開始
ビアンカクラブ(第1回)開催
- 平成2年(1990年) 2月 子どもと本をむすぶボランティア養成講座(第1回)開催
- 5月 開館10周年記念式典
- 10月 視覚障害者へカセットブックの郵送貸出サービス開始
- 10～11月 開館10周年記念児童文化講演会開催
- 平成3年(1991年) 1月 『子どもの心を育てる良書目録』を『ほんはともだち』に改称して発行
- 6月 「おひざにだっこのおはなし会」(第1回)開催
- 10月 「保育園・幼稚園の図書館招待」開始
- 平成4年(1992年) 10月 主催事業(一般対象)における一時保育開始

- 平成 6年(1994年) 4月 郵送貸出サービスの利用対象者の拡大
9～11月 こども図書館・アジアフェスティバル開催
12月 郷土作家コーナー開設
- 平成 7年(1995年) 6月 『子どもたちへ原爆を語りつぐ本 総集版』発行
7月 親子で原爆・平和を考えるための講演会開催
- 平成 8年(1996年) 6月 学校図書館連携事業開始
中学生ほん倶楽部150回記念講演会開催
7月 利用者用端末機設置
10月 読書週間50周年記念ポスター展開催
- 平成10年(1998年) 4月 広域サービス開始
11月 児童に対する図書館奉仕全国研究集会開催
- 平成11年(1999年) 10月 「音をテーマに詩をつくろう」発表会開催
12月 予約・リクエストのファクシミリによる受付開始
- 平成12年(2000年) 5月 ブックルだより発行
8月 2000-2001年記念事業「幼児と児童のための国際絵本展」開催
- 平成14年(2002年) 2月 乳幼児向け絵本コーナー（おひざにだっこのえほんコーナー）開設
5月 『おひざにだっこのえほん』発行
6月 中学生・高校生ボランティアによるおはなし会（第1回）開催
高校生ほん倶楽部（第1回）開催
- 平成15年(2003年) 4月 妊婦さんへのおはなし会（第1回）開催
こども図書館見学会（第1回）開催
保健センターとの連携開始（妊婦教室）
「子ども読書まつり」（はるのおはなしまつり）を全市事業として実施
- 平成16年(2004年) 1月 おはなし会ボランティア交流会（第1回）開催
5月 うさこクラブとピアンクラブを統合し、子どもの本を楽しむ大人の読書会として開催
- 平成17年(2005年) 1月 広島市立図書館新コンピュータシステム稼動
7月 被爆60周年記念事業 子どもたちが原爆を語る朗読の会 開催
11月 『イチオシ！～家族や友だちにすすめたい本～』（子ども読書まつり共同事業）のリスト発行
(11月 子どもの読書活動推進計画策定 広島市教育委員会)
- 平成18年(2006年) 4月 指定管理者による管理運営実施
指定管理者：(財)広島市文化財団
指定期間：平成18年4月1日～平成22年3月31日
子どもの読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰を受ける
6月 子どもと本を結ぶボランティア養成講座を初心者編（区図書館と共催
18年度：安芸区、安佐南区 19年度：安佐北区、佐伯区 20年度：西区、南区
21年度：中区、東区 22年度：安芸区、こども 23年度：安佐北区、こども
24年度：南区、こども 25年度：安佐南区、安佐北区 26年度：佐伯区、こども
27年度：西区、こども 28年度：東区、こども 29年度：中区、こども、30年度：
安芸区、こども 元年度：安佐北区、こども）と経験者編に分け年3講座開催
図書館教育推進事業への支援として、ボランティアの指導に職員を派遣

- 7月 中・高校生向け児童文化講演会「やっぱり、本が好き！」（第1回）開催
- 平成19年(2007年) 3月 「おひざにだっこのえほんコーナー」を各区図書館（絵本約200冊）へ新設
（18年度：南,西,安芸 19年度：安佐南,佐伯 20年度 中,安佐北,湯来河野閲覧室）
- 4月 開館日の拡大（休日の月曜日、8月6日等8日間の開館）
- 5月 中学生ほん倶楽部と高校生ほん倶楽部を統合し、ボランティア養成としてのライブラリーサポーターズ（略称：リブ・サポ）の活動開始
- 平成20年(2008年) 4月 市立図書館全館で子ども読書まつり「宮沢賢治ワールド」開催（初めて市内の書店11店と連携）
- 5月 広島市読み聞かせボランティアネットワーク事業の開始（名称：広島市・ほんはともだちネットワークと決定し、公開シンポジウム等の実施）
- 11月 学校支援図書セット貸出開始 20テーマ30セット（1セット約30冊）
- 平成21年(2009年) 1月 学校図書館支援講座開始（3回）
- 3月 『ほんはともだち'08』編集委員として初めて5名の市民を公募し編集『ほんはともだち』のデータベース化（1984年～2006年隔年刊行の12冊分）
- 4月 小学校への昔話の出前事業開始（ひろしまストーリーテリングの会との連携）
- 10～2月 学校図書館支援講座開催（7回・区図書館と共催）
- 12月 「広島市・ほんはともだちネットワーク」設立
広島市・ほんはともだちネットワーク「つどい」共催
- 平成22年(2010年) 1月 『ほんはともだち』のデータベース化（1966年～1982年隔年、2008年刊行の10冊分）
- 2月 広島市・ほんはともだちネットワーク「おはなしフェスタ」共催
外国語絵本による多文化サービス事業開始
中国語・韓国語の絵本収集 136冊
多文化理解事業「中国のことばとあそびにふれよう」開催
- 3月 多文化理解事業「韓国のことばとあそびにふれよう」開催
- 4月 指定管理者による管理運営実施（第2期）
指定管理者：(財)広島市文化財団
指定期間：平成22年4月1日～平成26年3月31日
開館30周年記念事業開催 あさのあつこトークショー（24日）、記念式典（29日）、図書館30年間のあゆみ展、思い出川柳、思い出作文、未来の科学館・図書館絵画募集、30年間の小・中学校の国語と理科の教科書展
- 11～1月 学校図書館支援講座開催（4回・区図書館と共催）

- 平成23年(2011年) 4月 指定管理者である(財)広島市文化財団が、(財)広島市ひと・まちネットワーク及び(財)広島勤労者職業福祉センターとの合併により、(財)広島市未来都市創造財団として発足(1日)
- 11月 ひろしま紙芝居祭(第1回)開催
- 平成24年(2012年) 3月 子どもの読書活動推進計画(第二次計画)策定 広島市生涯学習課)
- 4月 広島市よい本をすすめる母の会50周年記念講演会開催
- 11月 株式会社イオンとの包括提携協定によるおはなし会開始
- 12~1月 旧児童図書館開館60周年展開催
- 平成26年(2014年) 3月 『どの本よもうかな』発行
- 4月 指定管理者による管理運営実施(第3期)
指定管理者:(公財)広島市文化財団
指定期間:平成26年4月1日~平成30年3月31日
※(財)広島市未来都市創造財団が公益財団法人に移行し名称を(公財)広島市文化財団に変更
- 10月 公益財団法人移行記念事業 児童文化講演会「『科学界のインディ・ジョーンズ』ができるまで」開催
- 平成27年(2015年) 2月 公益財団法人移行記念事業 家庭読書アドバイザー養成講座開催
家庭読書アドバイザー派遣事業開始
- 6月 被爆70周年記念事業 『子どもたちへ原爆を語りつぐ本 総集版』発行
- 10月 被爆70周年記念事業 児童文化講演会「「記憶」を物語るということ」開催
個人貸出冊数を1人10冊に変更
- 平成28年(2016年) 3月 『広島市こども図書館所蔵ベル・コレクション解題目録』発行
(3月 子どもの読書活動推進計画(第三次)策定 広島市生涯学習課)
- 平成29年(2017年) 3月 『ベル・コレクション』のデジタルアーカイブ化(代表作品32点)
- 9月 広島市による命名権導入により、呼称を「5-Daysこども図書館」に変更
- 平成30年(2018年) 7月 学校図書館サポートデスク開設
- 令和元年(2019年) 5月 無印良品広島パルコでのおはなし会開始
- 令和元年(2019年) 5月 小学生を対象とした会員制クラブ「小学生おはなしクラブ」の活動開始
- 令和元年(2019年) 9月 「りんごの棚」(障害者サービス専用棚)の設置
- 令和2年(2020年) 2月 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部サービス休止(29日~4月16日)
- 令和2年(2020年) 4月 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館(17日~5月17日)
その後、一部サービス休止(5月19日~28日)を経て、5月29日から全面開館
(5月29日の図書館整理日を休館とせず開館)
子供の読書活動優秀実践図書図書館文部科学大臣表彰(23日)
- 令和2年(2020年) 7月 国立国会図書館「歴史的音源」の利用開始(1日)
- 令和2年(2020年) 8月 開館40周年記念展示の開催
- 令和2年(2020年) 12月 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館(14日~令和3年2月7日)
2月9日から全面開館

6 職員数（令和2年4月1日現在）

職員	館長	主幹	主事	司書	計
人員	1	1	3	4	9

（内司書有資格者 7名）

7 施設概要

構 造 鉄筋コンクリート造 地上2階
 敷地面積 514.293 m²
 建築面積 360.354 m²
 延床面積 1,034.00 m²
 併設施設 広島市こども文化科学館（鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階）

8 館 の 特 色

- （1）子どもの本の専門の独立図書館であり、児童サービスの中央館としての機能を有する。
- （2）おはなし会専用の「おとぎの部屋」を設け、おはなし会の実施やボランティアの養成など、多角的な活動をしている。
- （3）約20万冊の蔵書を有し、児童図書館の保存のほか調査・研究のための利用にも供している。

9 運 営 方 針

- （1）気持ちよく、利用しやすい図書館
- （2）資料や情報を、的確かつ迅速に提供する図書館
- （3）子どもの豊かな心と、自ら学ぶ力をはぐくむ図書館
- （4）市民とともに育つ図書館
- （5）歴史や文化の記録を継承する図書館

10 管内人口・面積（令和3年3月31日現在・広島市）

人 口	面 積
1,192,589人 ※159,575人	906.69 km ²

※は0歳から14歳まで

1 1 予 算

年 度 項 目	令和3年度	令和2年度
図書館費（こども図書館分）	7,808万 5千円	7,385万 1千円
A 人件費	4,516万 3千円	4,119万 5千円
B 物件費	3,292万 2千円	3,265万 6千円
a 資料費	1,132万 6千円	1,153万 7千円
(a)図書購入費	1,054万 4千円	1,075万 5千円
(b)雑誌・新聞購入費	78万 2千円	78万 2千円
(c)視聴覚資料費	0千円	0千円
b その他	2,159万 6千円	2,111万 9千円

1 2 資料収集の基本方針

- (1) 子どものための専門図書館として、子どもが本に親しみ、読書を楽しむことをとおして、想像力ならびに創造力を養い、より豊かな人間性を育み、健やかな成長に資する資料を収集する。
- (2) 児童文学等児童文化関係の研究調査にも応じられるよう、必要な資料を収集する。
- (3) 国際平和文化都市の図書館として、原子爆弾による被爆体験の継承や平和意識の高揚、国際理解の推進に係る資料を収集する。

1 3 図書館資料（令和3年3月31日現在）

- (1) 図 書（一般書以外はすべて児童図書）（単位：冊）

冊 数 分 類	蔵書数	年 間 移 動 冊 数			
		受入 (a)	所属替等 (b)	除籍 (c)	増減 (a)+(b)-(c)
0 総 記	2,387	79	▲ 3	80	▲ 4
1 哲 学	1,172	33	5	17	21
2 歴史地理	9,951	184	22	111	95
3 社会科学	10,686	402	▲ 7	78	317
4 自然科学	15,458	404	23	246	181
5 技術・工学	5,683	200	▲ 1	242	▲ 43
6 産業・交通	3,202	100	1	45	56
7 芸 術	7,892	211	21	430	▲ 198
8 言 語	2,305	66	6	69	3
9 文 学	70,809	1,066	9	267	808
E 絵 本	63,852	1,244	14	294	964
P 紙 芝 居	1,540	39	21	133	▲ 73
カセット（点字資料含む）	337	5	0	3	2
一 般 書	11,081	274	14	57	231
計	206,355	4,307	125	2,072	2,360

(2) 雑誌・新聞・法規

雑 誌	新 聞	法 規	公 報 類
76(16)	18 (5)	1(1)	1(1)

() は、寄贈で内数

(3) 視聴覚資料

資料名	スライド	C D	大活字本
数 量	97 点	129タイトル 186本	359冊

(4) 特別集書

① ベル・コレクション (洋書コレクション)

昭和24年(1949年)、ハワード・ベル博士を通じてアメリカから寄贈された洋書(714冊現存)を核とした戦後の洋書関係資料978冊を所蔵している。当時のアメリカで読まれた児童文学の古典や評価の高い創作絵本等の初版本がほとんどであり貴重な資料群である。また、当時の児童図書の出版状況や、子どもたちに寄せる文化復興への日米関係者の思いがうかがえるものであり、広島市児童図書館の開館の契機となったコレクションである。

② 郷土の児童文学作家資料

広島市を中心として広島県にゆかりのある児童文学作家の図書、絵本を収集し、公開している。資料冊数は約1,300冊。

③ 原爆関係資料

被爆都市ヒロシマのこども図書館として、広島や長崎の原爆についての資料約2,800冊を収集し、子どもたちの平和学習の支援をしている。収集資料は、冊子目録「子どもたちへ原爆を語りつぐ本」の発行や、ホームページへの掲載により公開している。

④ 児童文化関係資料

児童文学などの研究用資料として復刻版の児童図書や雑誌を中心に、児童文化関係図書を約9,800冊収集し、研究者、学校図書館関係者、読み聞かせボランティア等の支援を行っている。

14 館内奉仕

(1) 各室の機能

室 名		機 能
1 階	自由閲覧室	図書の館外貸出(個人・団体)、本の予約、リクエストの受付、利用案内、読書相談 りんごの棚
	絵本コーナー	おひざにだっこの絵本、外国語の絵本
	展示コーナー	所蔵資料等の企画展示
2 階	参考閲覧室 (12席)	参考図書、郷土資料、原爆資料、児童文化関係資料、保存用図書等の提供および資料相談 複写サービス、インターネット用パソコンの利用
	おとぎの部屋	各種おはなし会、ボランティア養成講座等の行事 開催準備室

(2) 館外貸出

- 個人 ・ 1人10冊まで、2週間貸出
- 団体 ・ 読書グループ、読みきかせ等のボランティア活動をしているグループ、学校等を対象に1グループ50冊まで、1か月間貸出
- ・ 学校・ボランティア等を対象に、学校・ボランティア等支援図書セット貸出、1セット(約30冊)2か月間貸出

(3) 障害者サービス

- 郵送貸出 図書 身体障害者手帳(1～4級)および療育手帳(㊤、A表示)、精神障害者保健福祉手帳(1～2級)を持っている人に、1人10冊まで4週間の貸出
- C D 身体障害者手帳(視覚障害)をもっている人、または図書館長が視覚の表現による認識に障害があると認めた人に、1人10冊まで4週間の貸出
- 対面朗読 視覚障害がある人に、図書館所蔵資料を朗読

1.5 利用状況 (令和2年度)

(1) 開館日数 224日

(2) 図書の利用

区分	個人貸出	団体貸出
登録者数	11,604人	409団体
貸出者数	18,496人	3,012団体
貸出冊数	82,144冊	14,100冊

	貸出件数	貸出冊数
学校支援図書セット	51件	1,731冊

視聴覚資料、貸出物品等の利用

種類	スライド	貸出物品(エプロンシアター、パネルシアター)	貸出物品(紙芝居舞台など)
貸出数	0点	43点	10点

郵送貸出(窓口での一般貸出も含む)

区分	図書	C D
登録者数	11人	12人
貸出数	5件 47冊	0点

(3) 資料相談 6,341件

(4) 文献複写 542枚

(5) 学校図書館サポートデスク(相談件数) 38件

16 実施事業

(1) 集会事業 ※ 内容は別表 (p 14) 参照

行 事 名	内 容	対 象	回数	参加人数	備 考
おはなし会	絵本の読み聞かせ・ストーリーテリング、本の紹介等	幼児・児童とその保護者	29	257	毎週日曜日
平和のおはなし会	平和に関する絵本の読み聞かせと本の紹介等	幼児・児童とその保護者	2	12	8/6, 8/9
福屋でのおはなし会	絵本の読み聞かせと本の紹介等	幼児・児童とその保護者	4	33	8, 11, 12, 3月 第2土曜日
広島ドラゴンフライズの選手と絵本を楽しもう	広島ドラゴンフライズの選手による英語絵本の読み聞かせと選手への質問等	幼児・児童とその保護者	1	33	8/22
多文化理解事業	① アメリカのことばとあそびにふれよう 実演者：ジェフ・ライカート氏 (英会話スクール代表) ② 韓国のことばとあそびにふれよう 実演者：金 信助氏 (韓国語通訳・講師) ③ 中国のことばとあそびにふれよう 実演者：岩井 梅子氏 (和紙ちぎり絵講師)	幼児・児童とその保護者	3	56	①10/17 ②2/27 ③3/6
子どものための本を楽しむ 大人のためのブックトーク	『ほんはともだち' 20』掲載本を職員が紹介	大人	2	33	3/3, 3/5
児童文化講演会 やっぱり、本が好き！	世界で一つの絵本をつくろう！ 講師：はた こうしろう氏 (絵本作家・イラストレーター)	幼児・児童とその保護者	1	57	10/24
児童文化講演会	絵本から始める生命の旅： 恐竜とわたしたち 講師：真鍋 真氏 (国立科学博物館標本資料センター ・コレクションディレクター)	小学生以上	1	115	3/13
※子どもと本を結ぶ ボランティア養成講座	地域で読書活動のできるボランティアを育成	大人	7	180	初心者編 8～9月 経験者編 12月
※ボランティア研修・交流会	ボランティア登録者等の資質向上のための研修と交流	大人	5	112	12/10 後期講座 10月～3月
中学生・高校生の ボランティア養成・活動 (ライブラリー・サポーターズ)	読みきかせボランティアを養成 おはなし会での絵本の読みきかせ、工作、図書館のイベントの手伝い、SNSでおすすめ本の紹介などの中・高校生によるボランティア活動	中学生 高校生	16	38	第2土曜日 第3日曜日
※読み聞かせボランティア ネットワーク事業	「広島市・ほんはともだちネットワーク」のつどい、講演会など	大人	3	213	9/15 10/24 11/28

(2) その他の行事等

行 事 名	内 容	実 施
ひろしま図書館まつり ・子ども読書まつり	しおり配布 464人 窓をかざろう「窓にはっぱやくだものをはろう」 578人 福ブックセット 175人 クイズにちょうせん（ホームページ上で実施） とびっきりの一冊をさがそう！（ホームページ上で実施）	10/17～11/15
小学生おはなしクラブ	小学生を対象にした会員制のクラブ 図書館の活用講座や科学あそびなどのイベントを実施 8回 133人	7/26, 10/25 11/29, 3/27
一日図書館員	図書館の仕事を一日体験（小学校4・5・6年生、中高校生） 5回 24人	8/18, 8/19, 8/21 3/14, 3/21
ほん大好きクイズ	館内、広報紙「ブックルだより」にて実施 9回 94人	毎月 (4, 5, 1月を除く)
期限切れ雑誌提供	保存年限の切れた雑誌の市民への無償譲渡 1回 36人	9/19
その他行事	「おうちで過ごすみなさん」へリンク集開設 生まれた日の新聞をしてみよう 12人 図書館おみくじ（ホームページ上で実施）	5月～ 8/1～8/30 1/29～2/28

(3) 学校等との連携

行 事 名	内 容	実 施 日
職場体験学習、インターンシップの受入	図書館の仕事を体験することにより、読書活動や図書館の利用を促進 3件 5人	随 時
調べ学習支援	図書館の利用方法や本の調べ方などを指導 「調べ学習」や「総合的な学習」に対する団体貸出の利用促進	随 時
学校図書館支援講座	講演会：「子どもの発達とメディア環境」 講師：山田 真理子氏 1回 75人	9月3日
昔話出前事業	広島市立の小学校に、職員及びひろしまストーリーテリングの会会員が昔話の出前（ストーリーテリング）を実施 16校 67件 1,902人	9～12月
図書館招待	幼稚園・保育園児、小学生、中学生を対象としたおはなし会と図書館案内 50回 1,178人	随 時
見学	保育園児、小学生の図書館見学 2回 108人	随 時
ブックトーク	小学生を対象としたブックトーク 4回 123人	随 時

(4) その他施設との連携

行 事 名	内 容	実 施 日
保健センターとの連携	・保健センターが実施するオープンスペース等での読み聞かせと絵本の紹介・絵本の選び方についての話 ・広島市こども未来局が実施する「こんにちは赤ちゃん事業」等で配布する乳幼児向け絵本リスト「おひぎにだっこのえほん」の作成・配布 6回 76人	随 時
家庭読書アドバイザー派遣事業	・幼稚園・保育園・認定こども園等が実施する保護者参観で、家庭での読書の意義や絵本の選び方を講演 9回 177人	随 時

(5) 展示

展 示 テ ー マ	実施月	展 示 テ ー マ	実施月
広い海	5～6月	絵を描く、文字を書く	11月
よもう！あそぼう！	7月	ながーい夜	11～12月
平和な世界を願って	8月	みんな仲良し	2月
明日の天気はなんだろう	9月	ほんはともだち！	3月
体を動かそう	10月		

ミニ展示

- ヒトとウィルス（～7月）
- SDGsがわかる本～環境の本～（5月～6月）
- 6月は食育月間です（6月）
- SDGsがわかる本～横断分野の本～（7月～9月）
- 自由研究&夏休みにおすすめの本（7月～8月）
- 図書館実習生の大学生が本を紹介しています（8月）
- SDGsがわかる本～社会分野の本～（10月～12月）
- はたこうしろうさんの本（10月）
- クリスマスの絵本（11月～12月）
- SDGsがわかる本～経済分野の本～（2月～3月）

企画展示

ベル・コレクション企画展示

- 昔の本（5月～8月）
- 映画スターたちの本（9月～11月）
- A Little Golden Bookシリーズの本（11月～2月）
- 鳥の本（3月～）
- こども文化科学館主催事業等関連図書展示（5月～）
- 2020年プロ野球開幕 優勝めざしてがんばれ！広島東洋カープ（6月～7月）
- 「図書館を使った調べる学習コンクール」入賞作品展（7月～8月）
- B1リーグ昇格おめでとう！広島ドラゴンフライズ（8月）
- 開館40周年記念企画展示 小学生新聞で振り返る40年（8月）
- 土木土木workworkけんせつってどんなしごと？（8月～9月）
- サンフレッチェ広島応援企画 感動をありがとう～2020年を振り返って～（2月～3月）
- 小学生おはなしクラブメンバーおすすめの本（3月～）

1.7 刊行物

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) ブックルだより（奇数月発行） | 新刊本の紹介など |
| (2) よもう！あそぼう！！（7月発行） | 夏休みのおすすめ本を紹介（対象別） |
| (3) ほんはともだち！'20（3月発行） | 2018年4月～2020年に出版された
図書のうちおすすめの本を対象別に紹介 |
| (4) どの本よもうかな（3月発行） | 3・4歳、5・6歳、小学校1・2、3・4、
5・6年生、中学生向けのおすすめ本を紹介 |
| (5) 広島市こども図書館要覧 | |

1.8 広報活動

- ・ホームページ、広報ひろしま市民と市政、新聞等でPR
- ・小学校、中学校、幼稚園、保育園、認定こども園、児童館、公民館等へのチラシ配布

行事名	内 容	
子どもと本を結ぶボランティア養成講座	初心者編	
	内容	講師
	(8/20) おはなし会とはーおはなし会の目的と心がまえー	小林 いづみ 氏 (安田女子大学非常勤講師)
	(8/27) 絵本の選び方・読み方	小林 いづみ 氏 (安田女子大学非常勤講師)
	(9/4) 子どもの世界に入るためにー絵本・手遊び・わらべうたー	菊野 秀樹 氏 (比治山大学短期大学部教授)
	(9/17) 読み聞かせ実習	小林 いづみ 氏 (安田女子大学非常勤講師)
	経験者編	
	内容	講師
	(12/2) 「児童文学を学ぶ連続講座」 幼年文学	土居 安子 氏 (大阪国際児童文学振興財団理事・総括専門員)
	(12/2) 「児童文学を学ぶ連続講座」 小学校3～6年の文学：日本編	
(12/3) 「児童文学を学ぶ連続講座」 小学校3～6年の文学：海外編		
ボランティア研修・交流会	(12/10) 令和元年度ボランティア養成講座受講者研修	こども図書館職員
	後期講座	
	(10/14) 昔話について	角田 寛子 氏 (えほんくらぶぐりとぐら)
	(11/19) ノンフィクションについて	
	(3/18) 乳幼児向けの絵本について	
	(3/25) 小学校高学年向けの本について	
読み聞かせボランティアネットワーク事業	(9/15) 【講演会】 科学絵本で読み聞かせ	赤木 かん子 氏 (児童文学評論家)
	(10/24) 【講演会】 はたこうしろうさん講演会 「ぼくも知らないぼくの絵本」	はた こうしろう 氏 (絵本作家)
	(11/28) 【ブックトーク】 本の世界をひろげよう	広島市・ほんはともだちネットワーク会員

多文化理解事業

広島ドラゴンフライズの選手と絵本を楽しもう



「中国語のことばとあそびにふれよう」



児童文化講演会

「絵本から始める生命の旅：恐竜とわたしたち」



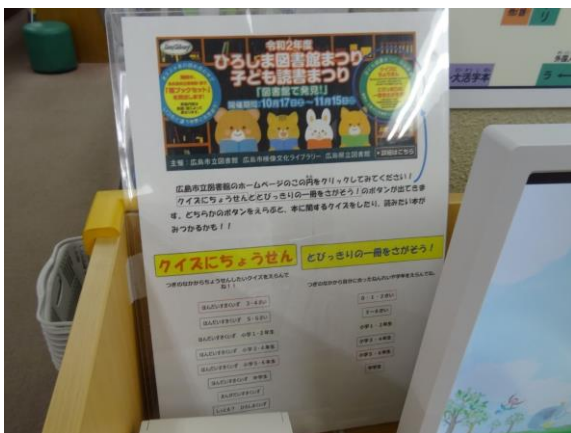
児童文化講演会 やっぱり、本が好き！

「世界で一つの絵本をつくろう！」



子ども読書まつり

「クイズにちょうせん」「とびっきりの1冊をさがそう」



ライブラリー・サポーターズ

定例の「おはなし会」



ボランティアネットワーク事業
「科学絵本で読み聞かせ」



ひろしま図書館まつり
「福ブックセット」



一日図書館員



学校図書館支援講座

「子どもの発達とメディア環境」



緑陰読書（オリジナルシートの貸出）



企画展示（10～11月）

サンフレッチェ広島応援企画

「感動をありがとう！～2020年を振り返って～」



19 条例・規則

○広島市こども図書館条例（昭和28年4月1日 条例第19号）

改正 昭和40年 3月31日条例第17号	昭和53年7月11日条例第 42号
昭和54年12月21日条例第55号	昭和55年3月11日条例第 40号 (この条例で題名改正)
平成 元年 3月30日条例第 9号	平成17年 7月 8日条例第139号
平成20年 3月28日条例第 4号	平成26年10月1日条例第 53号
平成27年 3月13日条例第 29号	

広島市立広島児童図書館条例（昭和24年7月30日広島市条例第34号の2）の全部を次のように改正する。

（目的及び設置）

第1条 児童及び生徒の教養の向上及び福祉の増進に資するため、広島市こども図書館（以下「こども図書館」という。）を設置する。

（昭55条例40・一部改正）

（位置）

第2条 こども図書館は、広島市中区基町5番83号に置く。

（昭55条例40・全改）

（事業）

第3条 こども図書館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書その他の教育参考資料の館内及び館外における閲覧又は利用
- (2) 児童文化に関する資料その他参考資料の収集保存
- (3) 児童及び生徒の読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の運営指導
- (4) その他児童文化の向上に必要と認められる事項

（昭55条例40・一部改正）

（入館の制限）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- (3) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

（平17条例139・全改）

（手数料）

第5条 図書その他の教育参考資料を複写したものの交付を受けようとする者は、その申請の際、別表に定める額の手数料を納付しなければならない。

2 手数料は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを減免することができる。

- (1) 市及び他の地方公共団体その他の公共団体が公用に使用する目的で複写の交付を受けるとき。
- (2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

3 既納の手数料は、返還しない。

(平元条例9・追加、平20条例4・一部改正、平27条例29・一部改正)

(指定管理者による管理)

第6条 子ども図書館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平17条例139・追加)

(指定管理者の指定の手続)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に適合するもの以外のものに対し行つてはならない。

(1) 児童及び生徒の平等な子ども図書館の利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、子ども図書館の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。

(3) 事業計画書に沿った子ども図書館の管理を安定して行う能力を有していること。

3 教育委員会は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(平17条例139・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、子ども図書館の管理を行うに当たっては、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の規定に従わなければならない。

(平17条例139・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第9条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 子ども図書館の事業の実施に関すること。

(2) 子ども図書館への入館の制限に関すること。

(3) 子ども図書館の建物及び設備の維持管理に関すること。

(4) その他教育委員会が定める業務

(平17条例139・追加)

(呼称)

第10条 教育委員会は、子ども図書館の全部又は一部の呼称を定めることができる。

2 教育委員会は、前項の規定により呼称を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(平26条例53・追加)

(委任規定)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(平元条例9・旧第5条繰下、平17条例139・旧第6条繰下、平26条例53・旧第10条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年3月31日条例第17号)

この条例は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 53 年 7 月 11 日条例第 42 号)

1 この条例は、昭和 53 年 7 月 15 日から施行する。

2 児童図書館は、この条例の施行の日から昭和 53 年 9 月 14 日までの間は、改正後の広島市児童図書館条例第 2 条の規定にかかわらず、広島市立学校条例 (昭和 39 年広島市条例第 19 号) 別表第 1 に規定する広島市立吉島小学校内に置くものとする。

附 則 (昭和 54 年 12 月 21 日条例第 55 号)

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 3 月 11 日条例第 40 号)

この条例は、昭和 55 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年 3 月 30 日条例第 9 号 抄)

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 27 条中広島市火葬場条例別表^{きゆう} 柩 自動車の使用料の項の改正規定は中国運輸局長の認可があった日から起算して 1 か月を超えない範囲内において規則で定める日から、第 30 条、第 31 条、第 34 条及び第 36 条の規定は同年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 7 月 8 日条例第 139 号)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第 6 条に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成 20 年 3 月 28 日条例第 4 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 10 月 1 日条例第 53 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 13 日条例第 29 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 5 条関係)

(平 27 条例 29・追加)

区分	単位	手数料の額
カラー複写による写しの交付	用紙 1 枚につき	20 円 (用紙の両面を用いるときは、40 円)
その他の写しの交付	用紙 1 枚につき	10 円 (用紙の両面を用いるときは、20 円)

備考 用紙の規格は、教育委員会規則で定める。

[参 考]

(図書館法)

第 10 条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。(昭 31 年法 163)

(地方自治法)

第 244 条の 2

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる（平 15 条法 81）

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。（平 11 法 87）

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。（平 11 法 87）

○広島市こども図書館条例施行規則（昭和 28 年 4 月 20 日 教育委員会規則第 5 号）

改正 昭和 48 年 4 月 28 日教委規則第 8 号	昭和 55 年 3 月 27 日教委規則第 12 号 (この規則で題名改正)
昭和 57 年 6 月 21 日教委規則第 15 号	平成 元年 4 月 11 日教委規則第 8 号
平成 14 年 3 月 12 日教委規則第 2 号	平成 17 年 8 月 18 日教委規則第 17 号 (この規則で題名改正)
平成 18 年 6 月 30 日教委規則第 10 号	平成 20 年 11 月 27 日教委規則第 16 号
平成 22 年 3 月 26 日教委規則第 2 号	平成 25 年 7 月 31 日教委規則第 12 号
平成 27 年 3 月 26 日教委規則第 10 号	令和元年 6 月 5 日教委規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島市こども図書館条例(昭和 28 年広島市条例第 19 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平 17 教委規則 17・全改)

(休館日及び開館時間)

第 2 条 広島市こども図書館（以下「こども図書館」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、都合により臨時に開館し、若しくは休館し、又は開館時間を変更することがある。

(1) 休館日

ア 月曜日（その日が 8 月 6 日に当たるときは、その日を除く。）。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日

イ 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日、月曜日又は休日に当たるときは、その直後の休日でない日

ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日まで（ただし、1 月 4 日が月曜日に当たるときは、1 月 5 日まで）

エ 図書整理日 奇数月の末日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その直前の金曜日（当該金曜日が休日に当たるときは、その前日）

オ 特別整理期間 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間において 7 日以内

(2) 開館時間

午前 9 時から午後 5 時まで

2 条例第 6 条の規定によりこども図書館の管理を同条の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合においては、当該指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、前項に規定する休館日に開館し、又は同項に規定する開館時間を延長することができる。

(平 17 教委規則 17・全改、平 22 教委規則 2・一部改正)

(閲覧又は利用の場所)

第 3 条 図書その他の教育参考資料（以下「図書等」という。）の館内における閲覧又は利用は、所定の場所で行なければならない。

2 図書等の館外における閲覧又は利用については、別に館長の定めるところによる。

(平 17 教委規則 17・旧第 5 条繰上)

(弁償義務)

第4条 ども図書館が管理する図書等を正当な理由なく亡失又はき損した場合は、現物をもってこれを弁償しなければならない。

2 前項の場合において、現物をもって弁償し難いときは、館長の指示する方法によることができる。

(昭55 教委規則12・一部改正、平17 教委規則17・旧第6条繰上)

(図書等の寄贈又は寄託)

第5条 ども図書館は、図書等の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 寄託を受けた図書等は、天災その他やむを得ない事故により亡失又はき損することがあつても、ども図書館は、その責めを負わない。

(昭55 教委規則12・一部改正、平17 教委規則17・旧第7条繰上)

(指定管理者の指定に係る申請書の提出等)

第6条 条例第7条第1項の規定による提出は、教育委員会が定める期間に所定の申請書によりしなければならない。

2 条例第7条第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 収支予算書
- (2) 定款その他これに準ずるもの
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 決算その他の経営状況に関する書類
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

(平17 教委規則17・追加、平20 教委規則16・平25 教委規則12・一部改正)

(用紙の規格)

第7条 条例別表備考の用紙の規格は、日本工業規格のA列3番、A列4番、B列4番又はB列5番とする。

(平27 教委規則10・追加)

(委任規定)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

(平17 教委規則17・旧第8条繰上、平18 教委規則10・一部改正、平27 教委規則10・旧第7条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和28年4月1日から適用する。

附 則 (昭和48年4月28日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年3月27日教委規則第12号)

この規則は、昭和55年5月1日から施行する。

附 則 { 昭和57年6月21日教委規則第15号
平成元年4月11日教委規則第8号 }

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月12日教委規則第2号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年8月18日教委規則第17号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月30日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年11月27日教委規則第16号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月26日教委規則第2号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月31日教委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

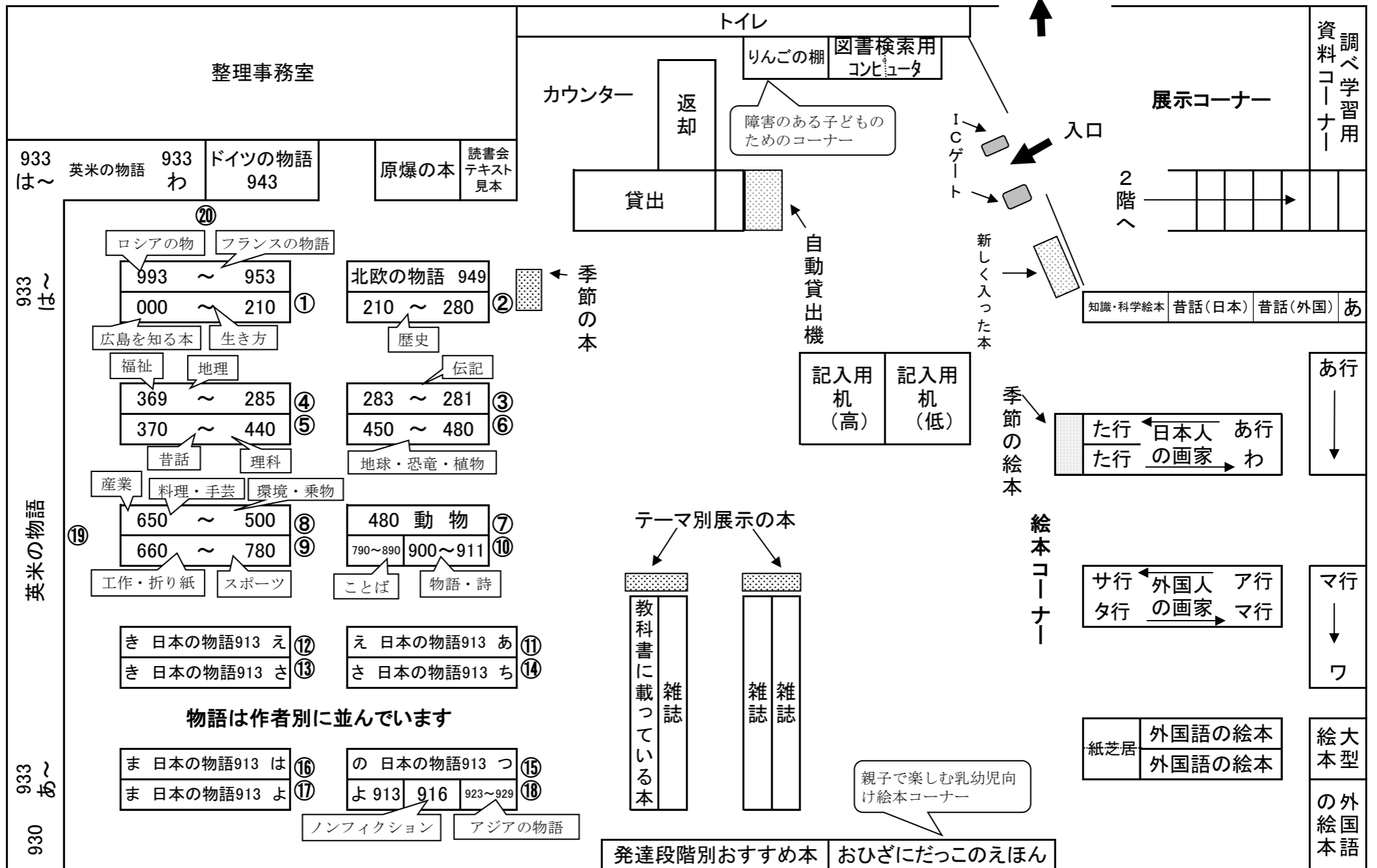
附 則 (平成27年3月26日教委規則第10号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

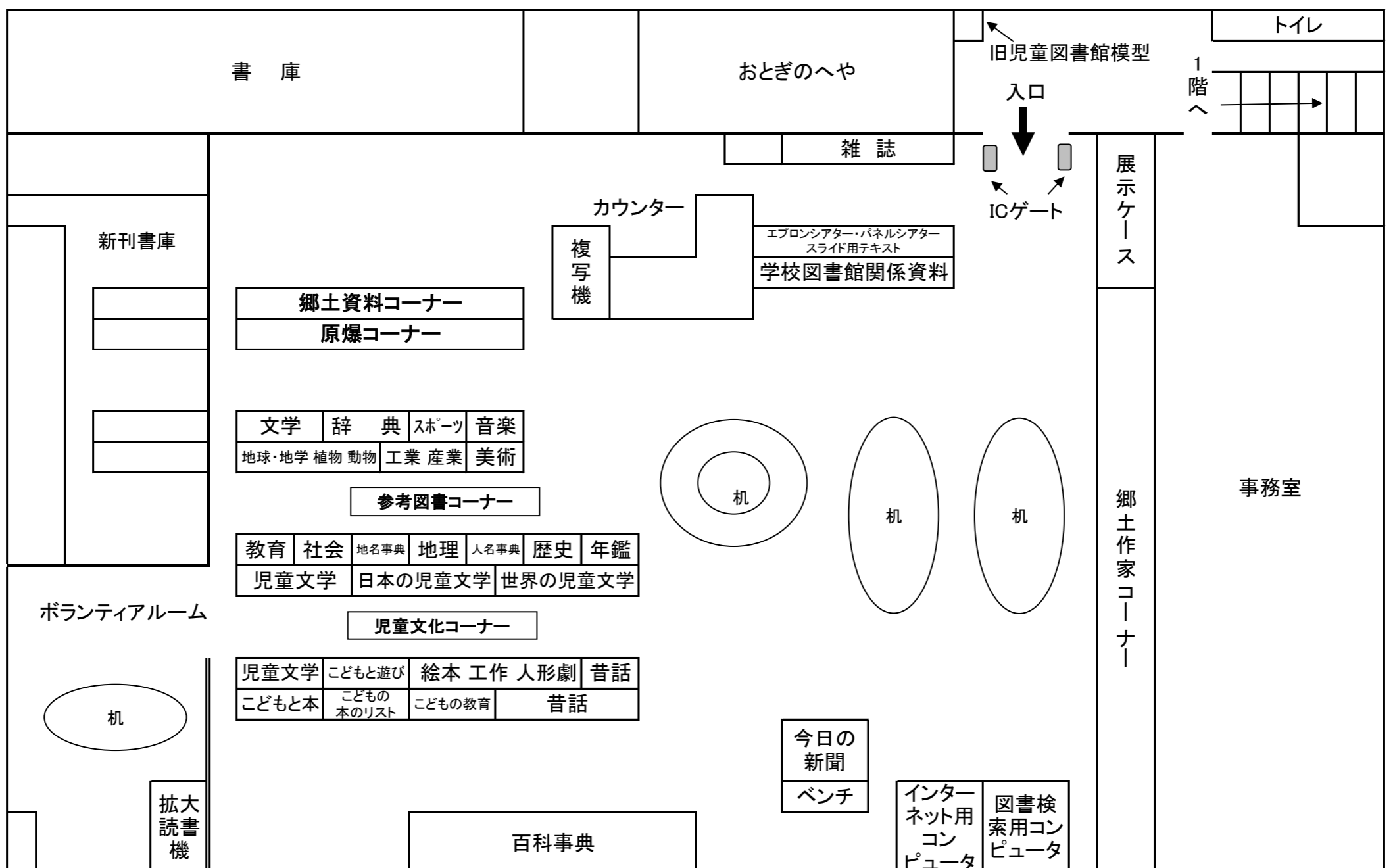
附 則 (令和元年6月5日教委規則第1号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

1階 かいるへや（自由閲覧室）



2階 しらべるへや（参考閲覧室）



名 称	広島市こども図書館要覧 令和3年度(2021年度)
発 行	(公財)広島市文化財団 こども図書館 〒730-0011 広島市中区基町5番83号 TEL 082(221)6755 FAX 082(222)7020 http://www.library.city.hiroshima.jp/kodomo/
発行年月	令和3年8月